

第500回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和4年8月5日（金） 午後2時57分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、※深水麻里、山口宣恭

労働者代表委員 ※北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、山根 惇

使用者代表委員 上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦

事務局 鈴木労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、上林室長補佐

※はオンライン出席

2. 審議事項

- (1) 令和4年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）
- (2) 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について
- (3) 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）
- (4) 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (5) その他

3. 主要経過・審議結果

【上林室長補佐】

それでは、定刻よりも少し早いですが、皆さま揃われておりますので、第500回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【伊東会長】

本日は御多忙中のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただ今から、第500回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに、労働者側は水谷委員、使用者側は小西委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、議題（1）「令和4年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）」について、事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明します。

6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長あて地域別最低賃金の改正の目安を諮問していたところ、8月2日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に「答申」がございました。

その答申内容は、お手元の1頁の資料No.1「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。私からこれを読み上げます。

令和4年8月2日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙は省略させていただきましたが、答申文の内容は、以上でございます。

【伊東会長】

それでは、ただ今の中央最低賃金審議会での答申に関し、ご意見、ご質問はございますか。ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次に、議題(2)の「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」の審議に入ります。奈良県最低賃金専門部会での審議結果について、部会長である私からご報告いたします。では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良県最低賃金専門部会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり結論となりましたので、ご報告いたします。なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から、報告文の読み上げをお願いします。

【箸方賃金室長】

はい、それでは、ただ今お配りした「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げ

ます。

令和4年8月5日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月30日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の奈良県最低賃金(時間額838円)は、令和2年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 山口 宣恭

労働者代表委員 北尾 亮 松田 拓実 山本 勝

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 896円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 838円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和2年
- (3) 生活保護水準（令和2年）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,841円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

838円（奈良県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率※）≒ 118,991円

※ 時間額 792 円（令和 2 年度地域別最低賃金額の最低額）で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

ただ今、事務局から「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

【箸方賃金室長】

それでは、奈良県最低賃金専門部会における審議経過につきまして、ご説明させていただきます。

専門部会は、計 5 回開催いたしました。7 月 20 日に第 1 回目を開催し、部会長等の選出、関係資料等の審議を行いました。7 月 28 日に第 2 回目を開催し、関係資料の追加審議を行った後、公益委員が労使双方の委員から、個別に、本年度の金額審議に関する考え方等を聴き取りました。8 月 2 日に第 3 回目を開催し、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員との間で、金額の個別審議を行いました。しかしながら、労使双方が主張する金額には、隔たりがあり、結論には至りませんでした。8 月 4 日に第 4 回目を開催し、前日に引き続き、金額の個別審議を行いました。しかしながら、労使双方が主張する金額には、隔たりがあり、結論には至りませんでした。8 月 5 日に第 5 回目を開催し、さらに審議を続けたとしても、労使双方が折り合うことは困難と判断し、公益委員から公益委員案を示すことになりました。

そして、採決を行った結果、使用者側委員は全員反対、公益委員と労働者側委員は全員賛成となり、賛成が過半数を上回り、公益委員案のとおり金額改正することに決定いたしました。その結果、奈良県最低賃金の改正額は、報告書にもございますように、現行の 866 円に 30 円を上乗せした時間額 896 円になりました。なお、30 円は中央最低賃金審議会が示した目安とおりでございます。

奈良県最低賃金専門部会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の奈良県最低賃金専門部会からの報告に関し、何かご意見、ご質問はございますか。労働者側の方から、何かご意見等ありませんでしょうか。

【松田委員】

労働者側の松田です。先ほど、事務局から報告いただきました結果となりまして、双方の意見がある中で、公益委員からご提案いただいたことには感謝しております。ただ、私達の主張という部分もあり、今後、地域間格差の是正というところも、率でいうと進んでいる部分もあります

が、やはり、額面で差が開いてしまっている実態もありますので、そういったところも考慮しながら引き続き取り組んでいきたいと思っております。本当にありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。

使用者側の方から、何かご意見ございませんでしょうか。

【上村委員】

失礼いたします。使用者側の上村でございます。

労使ともに忌憚なく意見を交換する中で、熱心な審議をしていただいたものと思っています。その中で、公益委員の方から熟慮の上で、目安の審議を踏まえてご提案いただいたというところは深く理解をしているところであります。ただ、審議を通しまして、申し上げてきたのですが、昨今の賃金支払い能力を考慮して、私共は反対をしたのであります。それに至るプロセスとして、公益の皆様を中心に熱心にご議論をいただいた結果を示していただいたということに関しては、感謝しているところであります。公労使ともにこの状況は理解しているところでありますので、前を向いて進めていけるように使用者側といたしましても考えてまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(意見なし)

【伊東会長】

ただ今、審議した報告書を踏まえまして、議題(3)「奈良県最低賃金の改正決定について(答申)」の審議に入ります。

6月30日に奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あてに「奈良県最低賃金の改正決定について(諮問)」をもちまして諮問があり、その後、先ほど事務局から説明がありましたとおり、奈良県最低賃金専門部会にて金額審議を行ってまいりました。

そこで、先ほど「奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告」、労使双方の委員からのご意見、各団体からの意見表明等の内容を踏まえ、当審議会としましては、奈良県最低賃金に関し、十分な審議を尽くしたと判断いたしましたので、奈良労働局長あて答申を行いたいと思っております。

答申の内容につきましては、「奈良地方最低賃金審議会では、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申する」ということでよろしいかどうか、挙手により採決を取りたいと思っております。

採決をとる前に、事務局にて定足数の確認をお願いいたします。

【上林補佐】

はい。定足数の確認でございますが、只今、午後3時14分現在、委員全員がご出席されてい

ますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【伊東会長】

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認いたしました。

採決では、最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会長である私を除いた「出席委員の過半数」をもって決することとなっております。もし、「賛成」「反対」が同数の場合は、「会長の決するところによる」と規定されておりますので、会長である、私が決めることとなります。

それでは、私を除いたすべての委員の皆さま、「賛成」か「反対」のいずれかに挙手をお願いいたします。

事務局にて、「賛成」数、「反対」数を確認してください。

まず、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

次に、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申することに反対の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【箸方賃金室長】

はい、採決の結果をご報告します。賛成9人、反対5人でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。

ただ今の採決の結果、賛成9人、反対5人により、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果を持ちまして、奈良県最低賃金専門部会の報告書の内容を奈良労働局長あて答申することといたします。

それでは、事務局にて答申文（案）を準備してもらっていますので、委員の皆さまに配布してください。

答申文（案）の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

【箸方賃金室長】

はい。それでは答申文（案）を読み上げたいと思います。

（案）

令和4年8月5日

奈良労働局長
鈴木 伸宏 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月30日付け奈労発基0630第3号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額838円）は、令和2年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 896 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 838円
- (3) 発 効 日 令和2年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和2年
- (3) 生活保護水準 (令和2年)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(96,841円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

(註) 奈良県最低賃金の1か月換算額

838円(奈良県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)
×0.817(可処分所得の総所得に対する比率※)≒118,991円

※ 時間額792円(令和2年度地域別最低賃金額の最低額)で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

ただ今の答申文(案)の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

【伊東会長】

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今、読み上げていただいた内容をもって答申文いたしますので、(案)の文字を消してください。

それでは答申文が確定しましたので、これをもちまして、奈良労働局長に答申したいと思いま

す。

それでは、事務局にて答申文の準備をお願いいたします。

準備ができる間、皆さまは休憩時間としますので、しばらくお待ちください。

【箸方賃金室長】

それでは、答申文を準備と報道機関が入りますので、準備が整うまで、しばらくの間、お待ちください。

【箸方賃金室長】

お待たせしました。答申文の準備ができましたので、これから答申文を受け渡しします。

伊東会長、鈴木局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のボードの前まで移動願います。

それでは、伊東会長、答申文をお渡しください。

【伊東会長】

それでは、答申しますので、よろしく申し上げます。

【鈴木労働局長】

ありがとうございます。

【箸方賃金室長】

それでは、伊東会長、鈴木局長は、座席にお戻りください。報道機関におかれましては退出願います。

【伊東会長】

事務局は、答申文の写しを傍聴人、委員の皆さまに配布してください。

【箸方賃金室長】

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の鈴木から謝辞を申し上げます。

【鈴木労働局長】

奈良労働局長の鈴木でございます。

一言、最低賃金審議会の伊東会長をはじめ、委員の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

ただ今、伊東会長から奈良県最低賃金の改正決定につきまして、ご答申をいただきました。伊東会長をはじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中であって、長時間にわたり、地域の実情を踏まえた様々な観点から、慎重かつ熱心なご審議を賜りましたこと、また、本日ご答申をいただきましたが、皆様方のそれぞれの立場における、これまでのご努力に対しまして深く感謝を申し上げます。

私ども奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良県最低賃金を、奈良県内の事業所及び労働者に対してしっかりと周知を図っていくこととしています。

また、中小・零細規模の事業所の皆様に対する支援対策といたしまして、業務改善助成金の活用促進などにも、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。この点につきましては、より効率的な周知・利用促進を行えますよう、労使の皆様方におかれましても特段のご協力をお願いできればと思っておりますのでございます。

以上、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

【伊東会長】

それでは、これをもちまして奈良県最低賃金の改正決定の答申を終わります。

次に、議題(4)「奈良県特定最低賃金の改正の必要性について(諮問)」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明します。

19頁の資料No.2「奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書」をご覧ください。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、令和4年7月12日に、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が3件ございました。

特定最低賃金の内容を改正したいときは、当該産業に属する関係労働者もしくは関係使用者は、管轄労働局長に対し申し出ることができますが、この申出方法の違いから、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」に区別することができます。

「労働協約ケース」とは、当該産業において、同種の基幹的労働者、「基幹的」とは中心的なという意味ですが、基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けている場合を指します。

当該労働協約の当事者である複数の労働組合が合意し、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を「労働協約ケース」と呼んでいます。

一方、「公正競争ケース」とは、当該産業において、事業の公正競争を確保するという観点から必要性があるとして、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を指します。

先ほど申し上げた3件の申出は、いずれも「労働協約ケース」に基づくものでございます。順にご説明します。

1件目は、JAM大阪奈良地区協議会様から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

申し出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者数はBで7,000名、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数はAで2,670名となり、概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

2件目は、電機連合奈良地方協議会様から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

申し出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで1,050名、労働協約の適用労働者数はAで718名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしており

ました。

3件目は、自動車総連奈良地方協議会様から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで3,250名、労働協約の適用労働者数はAで1,098名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしております。

申し出のございました3件につきましては、いずれも申出の法定要件が整っておりますので、受理をいたしました。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の事務局からの説明を踏まえ、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出は、3件いずれも要件を満たしているとのことでしたので、奈良労働局長から、その必要性の有無について諮問をお受けしたいと思えます。

【箸方賃金室長】

それでは、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する必要性の有無につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の鈴木から伊東会長に諮問文をお渡ししますので、伊東会長、鈴木局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のボードの前まで移動願います。

【鈴木労働局長】

それでは、審議をいただきますようお願いいたします。

【伊東会長】

受けたまわりました。

【伊東会長】

それでは、ただ今の諮問文をもちまして、奈良労働局長からの諮問をお受けすることといたします。

【箸方賃金室長】

それでは、諮問文の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

内容を確認していただくために、私から諮問文を読み上げます。

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長

鈴木 伸宏

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号)	令和4年7月12日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号)	令和4年7月12日	電機連合 奈良地方協議会 議長 池田 寿和
奈良県自動車小売業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号)	令和4年7月12日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾 将人

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、次に、「諮問の趣旨」につきまして、事務局から説明をお願いします。

【鈴木労働局長】

奈良労働局長の鈴木でございます。

ただ今、奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、諮問文を会長にお渡しさせていただきました。

制度の趣旨や申出状況につきましては、先ほど事務局からご説明申し上げましたとおりであります。奈良県特定最低賃金3件につきまして、改正の申出がなされており、いずれも申出の要件は整っているところでございます。

今後は、運営小委員会で、ご審議いただくことになるかと存じますが、委員の皆様方におかれましては、奈良県内の様々な実情をご勘案の上、改正の必要性の有無につきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

この諮問につきまして、何かご意見、ご質問はございましたら、お伺いしたいと思います。いかがですか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、議事を進行します。

奈良労働局長からお受けしました奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問につきまして、具体的な審議は運営小委員会で行うということで、前々回(第498回)の審議会で皆様方から承認を得ているところでございます。運営小委員会に関し、前々回に決めたことを含め、事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、運営小委員会についてご説明します。委員の皆様9名のお名前は28頁の資料No.3「運営小委員会委員名簿」をご覧ください。お名前の読み上げは省略させていただきます。第1回運営小委員会の開催日時は、8月18日(木)13時00分開始を予定しています。審議内容は、「委員長及び委員長代理の選出」、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」等を予定しています。

なお、審議内容の公開・非公開の取扱いですが、原則として公開することになってはいますが、その具体的な取扱いは、運営小委員会の中で審議し、決めることになってはいます。

【伊東会長】

今の事務局の話でいくと、第1回運営小委員会は、原則公開という理解でよろしいのですか。

【箸方賃金室長】

はい、運営小委員会の第1回目の開始時点では、公開となります。ただし、従来から必要性の有無の審議は非公開の取扱いになっていきますので、第1回目の審議の内容次第では、公開で開始したものの、途中から非公開に切り替わるという結論になる可能性もあります。ご審議次第です。以上でございます。

【伊東会長】

分かりました。それでは、運営小委員会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次に議題（5）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【箸方賃金室長】

本日、奈良県最低賃金につきまして、ご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めましてご説明させていただきます。

最低賃金法第11条第2項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のことですが、この答申に対し、異議を申し出ることを認めております。

そこで、ご答申をいただきました本日、本審議会の終了後に、8月22日（月）までを期間とする、異議申出の公示を行います。

もし、異議の申し出がありました場合につきましては、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8月23日（火）午前10時00分から審議会を開催する予定にしております。

この8月23日開催の審議会におきまして、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、諮問を行うこととなります。

手続きがすべてスムーズに進んだ場合、最短日のケースを申し上げますが、もし、8月23日の当日の審議会にて即日答申をいただくことになりましたら、官報の公示手続きを行い、9月1日に官報公示されますと、公示より30日経過後の10月1日（金）から改正奈良県最低賃金が発効となります。

以上でございます。

【伊東会長】

そうしましたら、次回の審議会は、8月23日（火）午前10時00分から、ここ別館会議室で開催することといたします。今年度は運営小委員会の報告が予定されていますので、異議の申し出の有無にかかわらず、開催します。委員の皆さんはご出席への配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、8月23日に開催する場合の審議会の公開・非公開につきまして、事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明いたします。

審議会の運営規程第6条では、「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」と決まっております。

ご参考までに申し上げますと、この日は異議申出に係る審議の前に特定最低賃金の必要性の答申等がございます。それまでは公開としますが、以後の異議申出に係る審議は、例年、非公開としています。

以上でございます。

【伊東会長】

例年非公開としている理由は、異議申し立てに対する審議という性格上、特に、委員としての率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるということを考慮しているためです。そのような点を踏まえて、異議申し出にかかる審議会の公開、非公開について、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

公開とすべきという意見、非公開とすべきという意見がございましたら、お願いいたします。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、本年も例年同様異議申し出にかかる審議は非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら、異議の申し出を踏まえて開催する審議会は、非公開といたします。ほかに事務局から説明しておくべきことはありますか。

【鈴木労働局長】

最後になるということで、少しお話をさせていただきたいと思っております。直接審議とは関係のない話となってしまう、大変恐縮ではございますが、既に、お気づきの方も多いのではないかと思っておりますが、今回の審議は500回という節目の会でもあったということでございます。昔なら様々なお祝いのセレモニーも企画すべきということになったのかもしれませんが、そういう時代でもないと思っておりますし、また、新型コロナウイルス感染の問題もございますので、粛々と回を重ねさせていただいたということでございます。昭和34年に最低賃金法が成立してから、少なくとも60年以上の期間、奈良県における賃金行政をこの審議会が支えていただいたということで伊東会長はじめ皆様方、それから今まで公労使の各委員をされた方も含めて、審議会運営にご協力をいただいたことに対しましてこの場を借りて厚くお礼申し上げたいと思っております。

我々といたしましては、今後ともより一層円滑な審議会運営に向けて引き続き努力を続けていくことをお誓い申し上げます。お礼ということでお時間をいただきお話をさせていただきました。

ありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の審議会は終了いたします。お疲れ様でした。